

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】平成26年6月19日(2014.6.19)

【公開番号】特開2014-76214(P2014-76214A)  
【公開日】平成26年5月1日(2014.5.1)  
【年通号数】公開・登録公報2014-022  
【出願番号】特願2012-226265(P2012-226265)  
【国際特許分類】

A 4 7 C 19/04 (2006.01)

【F I】

A 4 7 C 19/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月7日(2014.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

昇降方向に駆動可能に設けられたベッドフレームと、  
このベッドフレームを上限位置と下限位置との間で昇降方向に駆動する駆動手段と、  
この駆動手段による上記ベッドフレームの昇降駆動を制御する制御手段と、  
上記ベッドフレームを上昇方向に駆動する上昇操作部及び下降方向に駆動する第1の下降操作部を有し、この第1の下降操作部の操作によって上記制御手段を介して上記駆動手段に上記ベッドフレームを上記上限位置から上記下限位置よりも上方の中間位置まで駆動する駆動信号を出力する第1の操作手段と、

上記第1の操作手段とは別に設けられ上記第1の操作手段の上記第1の下降操作部の操作によって上記中間位置まで下降方向に駆動された上記ベッドフレームを、さらに下降方向の上記下限位置まで駆動する第2の操作手段と  
を具備したことを特徴とするベッド装置。

【請求項2】

上記第2の操作手段は、上記第1の操作手段の操作を解除した状態で操作することで、上記ベッドフレームが上記中間位置から上記下限位置に駆動される構成であることを特徴とする請求項1記載のベッド装置。

【請求項3】

上記第2の操作手段は、上記第1の操作手段を操作した状態で操作することで、上記ベッドフレームが上記中間位置から上記下限位置に駆動される構成であることを特徴とする請求項1記載のベッド装置。

【請求項4】

上記第2の操作手段を操作したときに、上記ベッドフレームの上記中間位置から上記下限位置への駆動を可能な状態と不可能な状態とのいずれかに切り換える切り換え部を備えていることを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれかに記載のベッド装置。

【請求項5】

上記第1の操作手段は上記ベッドフレームに対して移動可能に設けられたリモートコントローラであって、上記第2の操作手段は上記ベッドフレーム或いは上記ベッド本体に対して固定的に設けられていることを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれかに記載のベッド装置。

## 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

この発明は、昇降方向に駆動可能に設けられたベッドフレームと、このベッドフレームを上限位置と下限位置との間で昇降方向に駆動する駆動手段と、この駆動手段による上記ベッドフレームの昇降駆動を制御する制御手段と、上記ベッドフレームを上昇方向に駆動する上昇操作部及び下降方向に駆動する第1の下降操作部を有し、この第1の下降操作部の操作によって上記制御手段を介して上記駆動手段に上記ベッドフレームを上記上限位置から上記下限位置よりも上方の中間位置まで駆動する駆動信号を出力する第1の操作手段と、

上記第1の操作手段とは別に設けられ上記第1の操作手段の上記第1の下降操作部の操作によって上記中間位置まで下降方向に駆動された上記ベッドフレームを、さらに下降方向の上記下限位置まで駆動する第2の操作手段と

を具備したことを特徴とするベッド装置にある。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

上記第2の操作手段は、上記第1の操作手段の操作を解除した状態で操作することで、上記ベッドフレームが上記中間位置から上記下限位置に駆動される構成であることが好ましい。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

上記第2の操作手段は、上記第1の操作手段を操作した状態で操作することで、上記ベッドフレームが上記中間位置から上記下限位置に駆動される構成であることが好ましい。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

上記第2の操作手段を操作したときに、上記ベッドフレームの上記中間位置から上記下限位置への駆動を可能な状態と不可能な状態とのいずれかに切り換える切り換え部を備えていることが好ましい。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

上記第1の操作手段は上記ベッドフレームに対して移動可能に設けられたリモートコン

トローラであって、上記第2の操作手段は上記ベッドフレーム或いは上記ベッド本体に対して固定的に設けられていることが好ましい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

図1と図4に示すように、上記ベッドフレーム5の長手方向の一端側である、上記ヘッドボード体17寄りの側面にはスイッチボックス41が設けられている。このスイッチボックス41には上記ベッドフレーム5を後述するように下降方向へ駆動する、第2の操作手段としての第2の下降スイッチ42と、この第2の下降スイッチ42により上記ベッドフレーム5を下降方向へ駆動することを可能な状態(オン)と不可能な状態(オフ)とに切り換える、切り換え部としての切り換えスイッチ43が設けられている。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0080

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0080】

なお、この第3の実施の形態において、脚部材52を駆動する駆動手段としては、たとえばラックとピニオンを用いた機械的な駆動機構などであってもよく、その点はなんら限定されるものではない。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0082

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0082】

2...ベースフレーム(ベッド本体)、5, 5A...ベッドフレーム、8...昇降用駆動源(駆動手段)、11...床板、21...リモートコントローラ(第1の操作手段)、23...第1の下降スイッチ(第1の操作部)、31...制御装置(制御手段)、41...スイッチボックス(第2の操作部)、42...第2の下降スイッチ(第2の操作手段)。